

激変する雇用環境と労働法・労働政策の課題

【研究会メンバー】

主査	荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	池田 悠	北海道大学法学部准教授
	石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	植田 達	常葉大学法学部講師
	神吉 知郁子	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	桑村 裕美子	東北大学大学院法学研究科准教授
	河野 奈月	明治学院大学法学部准教授
	島村 暁代	立教大学法学部准教授
	高橋 奈々	東海大学法学部講師
	仲 琦	労働政策研究・研修機構研究員
	土岐 将仁	岡山大学法学部准教授
	富永 晃一	上智大学法学部教授
	成田 史子	弘前大学人文学部講師
	朴 孝淑	神奈川大学法学部准教授
長谷川 珠子	福島大学行政政策学類准教授	
山川 隆一	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
研究協力者	石黒 駿	東京大学大学院法学政治学研究科助教
	呉 哲毅	東京大学大学院法学政治学研究科修士課程
	日原 雪恵	東京大学大学院法学政治学研究科助教
	黄 若翔	東京大学大学院法学政治学研究科博士課程
	梁 閔閔	東京大学大学院法学政治学研究科修士課程

【報告書目次】

序章	激変する雇用環境と労働法・労働政策の課題—問題の所在と検討の概要
第1章	コロナ禍での事業所閉鎖と賃金補償のあり方～日独比較を基礎にして
第2章	就労困難者に対する就労支援の法政策—ドイツ法を手がかりとして
第3章	韓国の雇用保険制度について—新型コロナウイルス（COVID-19）、社会保障制度の死角地帯を中心に—
第4章	生活困窮者自立支援法の意義と課題—就労支援を中心に—
第5章	イギリスの労働法の保護対象とゼロ時間契約
第6章	ブラジル版ゼロアワーコントラクトに関する一考察
第7章	職場でのモニタリングと労働者の私生活の保護—欧州人権裁判所の判例の展開
第8章	フランスにおける「モラル・ハラスメント（harcèlement moral）」の法的規律
第9章	セクシュアル・ハラスメント規制の複合的性格：「性差別禁止」と「職場環境への配慮」の観点から
第10章	アメリカ労使関係法における企業組織変動に関する企業の同一性の問題
第11章	企業倒産時の労働債権の確保
第12章	米国反トラスト法における Labor Exemption の適用要件
第13章	台湾における労働者と労働組合への経済法の適用—公平交易法上の「事業」概念を中心に
第14章	カリフォルニア州における労働契約と事業者間契約とに対する競業避止特約規制の解釈上の異同
第15章	国際労働基準とその多様な実現手法——ルール形成の相互作用と展開

【内容要旨】

2019年末からの新型コロナウイルス感染症の流行によって引き起こされたコロナ禍は、世界中の雇用環境を激変させた。日本でも緊急事態宣言が発出され、通常の就労が不可能となった期間中の賃金保障の問題や、就業を継続する場合にもテレワーク等の新たな就労形態導入にもなう課題が生じた。そしてこのような新たな就労形態は、事業場での就労を前提に構築されてきた伝統的労働法の規制システムおよび日本の雇用システムの再検討を要請することとなった。

コロナ禍によって引き起こされた雇用環境の急激な変化と課題は、コロナ禍以前から生じていた社会経済構造の変化、新たな就労形態、情報技術革新や Digitalization の進展を背景としており、また、働き方改革として論じられてきた諸課題とも通底する。セーフティネットの再編も、非正規雇用労働者、雇用類似就業者に対する法政策上の課題と共通する。そして、コロナ禍も、社会経済構造の変化によって引き起こされている雇用環境の変化も、諸外国に共通の課題である。

そこで、本研究では、まず、第1章から第4章では、新型コロナウイルス感染症による雇用への直接的影響、具体的には事業所閉鎖とその賃金保障、就労困難者への就労支援策、雇用保険と社会保障制度の間隙に対するセーフティネット拡充問題について、日本、ドイツ、韓国の施策と課題について検討を行った。

次に、従来より展開されていた新たな就労形態の課題がコロナ禍で顕在化した問題として、第5章と第6章で、いわゆるゼロ時間契約に関するイギリス、ブラジルにおける議論とその前提となる労働者概念の再検討の状況を考察する。また、コロナ禍で急速に普及しつつあるテレワークが、私生活の場である家庭を就労の場とすることから、労働者のモニタリングがどこまで可能かが深刻な問題となるところ、欧州では労働者のモニタリングについて欧州人権条約8条で規定されている私生活の尊重の権利の観点から欧州人権裁判所の判例の展開があり、第7章ではその理論状況を分析している。

次いで、雇用環境変化の底流にある課題に関する基礎的研究として、第8章および第9章では、フランス、アメリカ、日本におけるハラスメント概念の再検討、第10章および第11章では、コロナ禍によって引き起こされうる企業組織再編・企業倒産時の労働法の適用問題や労働者保護の在り方に関するアメリカ法および日本法の課題、さらに第12章から第14章では、コロナ禍において労働者以上にセーフティネットの欠如が問題となった雇用類似就業者や零細独立自営業者等に対する施策として、労働法と経済法がどのように任務分担をすべきなのか、両者の交錯問題にかかわるアメリカ法、台湾法の状況について考察を加えた。

最後に、第15章では、コロナ禍のような世界規模で生ずる災禍によって顕在化する格差問題に、国家を超えた規制ないし施策が課題となる中で、近時関心を集めている ESG, SDGs, 「ビジネスと人権」、その際に議論の一つの中核をなす国際労働基準の実現手法について、基礎的考察を行った。

世界で同時に生じている雇用をめぐる急激な環境への対応に関する以上のような比較法的研究は、労働者に対する労働法政策の外延が、社会保障政策、経済法（競争法）政策等の他の施策と融合し、それらの施策との整理や協働を実効的に行う必要性を示唆しており、また、そのことは同時に、労働者概念等の労働法の基本概念や伝統的規制手法の再検討をも要請しているといえよう。